

宇都宮市	黒田 邦博	島田 信	足尾中	三木 芳賀	武保	足利市	谷津 正作	三村登四郎	那須南	萩原 正敏	石川 秀男	那須北	橋本 威夫	塚越 三子	芳賀郡	鯉沼 広美	仁平 丞	那須郡	益子 平		那須南	萩原 正敏	石川 秀男	佐野市	小松原吉蔵		足利市	谷津 正作	三村登四郎
------	-------	------	-----	-------	----	-----	-------	-------	-----	-------	-------	-----	-------	-------	-----	-------	------	-----	------	--	-----	-------	-------	-----	-------	--	-----	-------	-------

中学校長会退会者(十八名)

中学校長会転出者(八名)

十年勤続表彰者(六名)

- 鹿沼市 石川 寿男(鹿沼北小)
- 大田原市 小林 剛(西郷東小)
- 那須北 五十嵐 弘(片岡小)
- 那須北 大貫 一(三島小)
- 下都賀 上岡 義一(新屋小)
- 那須南 萩原 正(南那須出張所)
- 安蘇郡 熊倉 安次(佐北小)
- 提督 秀(三好小)
- 芳賀郡 大根田 国兵
- 那須北 大金 準止
- 那須南 古家 友衛
- 佐野市 鈴木 英助
- 安蘇郡 熊倉 安次
- 足利市 長野 祐寿
- 塩谷郡 川俣 信一
- 那須北 須佐 清平
- 那須南 川上 政治

栃木県中学校長会規約

- 第一章 名称及事務所
- 第一条 本会は栃木県中学校長会と称する
- 第二章 目的及事業
- 第二条 本会は事務所を会長の指定するところにおく
- 第三条 本会は中学校教育の振興を図ることを目的とする
- 第四条 本会は前条の目的を達成する為左の事業を行う
- 一 中学校教育の調査研究
- 二 教育振興に関する運動
- 三 その他必要なる事項

第三章 組織

- 第五条 本会は県下中学校長をもつて組織する
- 第四章 役員
- 第六条 本会に左の役員を置く
 - 会長 一名
 - 副会長 四名
 - 理事 若干名
 - 協議員 若干名
 - 監事 三名
- 第七条 前条の役員は左の通りとする
 - 一 会長は本会を代表して会務を統括する
 - 二 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する
 - 三 理事は理事会、協議員会に出席し会務の運営にあたる
 - 四 協議員は協議員会に出席し会務を審議する
 - 五 監事は会計事務の監査にあたる
- 第八条 役員は左の方法で選出する
 - 一 会長、副会長、監事は総会で會員中から選出する
 - 二 理事は各郡市中学校長会長及び各専問部長をあてる
 - 三 協議員は四校につき一名の割合で各郡市中学校長会が互選する
- 第九条 役員は任期は一年とし重任を妨げない、但し補欠役員は任期はその残任期間とする
- 第五章 会議
- 第十条 本会の会議は左の通りとし会長が召集する
 - 一 総会(定期総会は毎年五月に行う)
 - 二 協議員会
 - 三 理事会
- 第十一条 前条の会議の任務は左の通りとする

第六章 専問部

- 一 総会は本会の最高決議機関で事業計画、予算決算その他重要事項を議決する
- 二 協議員会は総会に次ぐ決議機関で必要事項について審議する
- 三 理事会は総会、協議員会で決議された方針に従い会務を執行する
- 第十二条 すべての会議は定員の過半数で成立し、議決は出席者の多数決による
- 第十三条 本会は第四条の事業を行う為左の部を置く
 - 一 庶務、会計、調査、研修、編集、職員対策、進路対策、事業
 - 第十四条 各部には部員若干名を置き左の方法で選出する
 - 一 庶務会計部は会長の委嘱による
 - 二 編集部は各部の代表をあてる
 - 三 其の他の部は理事会にはかり会長がこれを委嘱する
 - 第十五条 各部には部員の互選により正副部長を置く
- 第七章 会計
- 第十六条 本会の経費は会費、寄付金其の他の収入をもつて当てる
- 第十七条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
- 第十八条 規約の改正は総会の決議により運営に必要な細則は協議員会で定める
- 第十九条 本規約は本会が設立された昭和二十二年十二月二日から施行する昭和三十八年五月四日改正

発行人 副会長 長野 陸
 (宇都宮市立陽北中学校長)
 編集人 庶務部長 大橋 信一
 (宇都宮市立陽南中学校長)
 印刷所 三共印刷株式会社
 (宇都宮市旭町三の三四三)